

医政発 1201 第 5 号
令和 4 年 12 月 1 日

公益社団法人 日本臨床工学技士会理事長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条
の解釈について (その 2)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。